

# 税

税のお知らせ

■問い合わせ先  
税務課 ☎(40)5554

## ご存知ですか？ 固定資産の縦覧・閲覧制度

毎年、納税通知書を発送する前に、納税者の方に課税台帳をお見せする期間を設けています。4月1日より固定資産課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧がスタートします。ぜひ、この機会にこの制度をご活用ください。

### たとえばこんな方・・・

- ・自分の固定資産税がいくらになるのか心配で：
- ・自分の土地・家屋と他の方の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい：
- ・土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい：
- ・今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい：

### ○土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自己と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

#### ■縦覧場所 税務課窓口

■期間 4月1日～6月1日（土・日・祝日を除く）

■時間 午前8時30分～午後5時15分

#### ■対象者 納税者の方

■必要なもの 納税通知書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。代理人の方はさらに委任状が必要です。

#### ■手数料 無料

### ○固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産の価格、課税標準額、税額、評価方法等、また、借地人・借家人等の借りている土地・家屋の確認をすることができます。

#### ■閲覧場所 税務課窓口

■期間 通年※土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く。午前8時30分～午後5時15分

#### ■対象者

- ①固定資産の所有者
- ②土地を借りている人
- ③家屋を借りている人
- ④固定資産の処分をする権利を有する一定の人

#### ■必要なもの

- ・納税通知書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。
- ・対象者の①～④に該当する人は、それらを確認できるもの。（賃貸借

### 契約書等）

代理人の方はさらに委任状が必要です。

■手数料 写し1枚につき300円（ただし、縦覧期間中は無料。）

## 市税等の口座振替領収済通知書を廃止します

これまで市税等を口座振替・自動払込で納付された方に送付していた「口座振替領収済通知書」を平成27年度より、省資源化の推進や経費削減の観点から廃止させていただきます。お手数ですが、今後は、預貯金通帳への記帳により口座振替額をご確認くださいようお願いいたします。

### ■軽自動車税について

軽自動車税の口座振替領収済通知書については、納税証明書（継続検査用）を兼ねているため、これまでどおり6月中旬に送付します。

### ■確定申告について

確定申告に必要な国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替額を確認する書類は1月下旬に「所得申告参考資料（口座振替分）」としてこれまでどおり送付します。

### また、「納付額確認書」（無料）

を市民課・税務課窓口や電話申請にて交付していますので、そちらもご利用いただけます。

固定資産税を必要経費として申告

する場合は、「納税通知書」や「申告用公課証明書」（無料）で税額を確認していただけます。

### ■領収書・納税証明について

これまでも市税等を口座振替・自動払込で納付された方には、領収書は発行していません。なお、これまで送付していた「口座振替領収済通知書」は、振替済みの金額をお知らせするものであり、公的な納税証明としてお使いいただけません。公的な証明が必要な場合は、「納税証明書」（有料）を申請してください。

### ■ご注意

残高不足などの理由により、振替できなかった方にはこれまでどおり口座振替不能通知を送付します。ただし、3回連続で振替不能になった場合は、口座振替登録を廃止させていただきます。

## 確定申告は 3月16日(月)まで!!!

平成26年分 所得税の確定申告の申告期限は、3月16日(月)です。申告は期限内にしましょう。

また、この日を過ぎてしまいますと、市会場では申告相談を承れませんのでご注意ください。

### ■問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554